E―㊵―48369　株式会社enhanz fabric
E―⑩―48374　株式会社リアール
E―⑭―48375　建都工藝株式会社
E―⑬―48371　株式会社ザックステージ
E―⑫―48377　株式会社エスエスワーク
E―①―48378　株式会社プラスK企画
E―⑪―48372　株式会社Space・Creates
E―②―48381　辻村　進一
E―㊲―48376　ＲＪ株式会社
E―⑨―48373　株式会社クボタ美装
E―⑫―48380　株式会社阪東
E―㉘―48370　株式会社T―da工房
E―①―48386　有限会社建築防災センター
E―⑮―48384　門間　信和
E―③―48382　株式会社堀井建業
E―⑬―48385　株式会社バウハウス
E―⑳―48390　いしかわ商事有限会社
E―⑩―48391　株式会社匠美
F―⑥―1760　ステラス有限会社
F―㉗―1762　大倉ケミテック株式会社
F―⑭―1761　enjoy smile Co.株式会社
F―⑫―1766　株式会社スモルビ
F―㉑―1769　株式会社スーパーメイト
F―⑬―1764　株式会社ニッケン
F―㉖―1767　株式会社FiT
F―㉓―1770　株式会社パイン・クリエイト
FE―㉓―1755　日本ポリマー株式会社
FE―㉓―1765　ニッカホーム株式会社
FE―⑬―1763　東鋼株式会社
FE―⑬―1768　株式会社エモナイト
FE―㊸―1772　株式会社DOUO
FE―⑬―1771　フェニックスダーツジャパン株式会社
FE―⑬―1773　株式会社オンリースタイル
FE―①―Q0028　株式会社ニトリ

○外務省告示第二十号

令和七年十二月八日にマンジニで、エスワティニ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエスワティニ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億三百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　志水史雄在エスワティニ大使
エスワティニ側　タンボ・ギナ経済企画開発大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十一号

令和七年十二月二十二日にアビジャンで、コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億六千百万円
3　署名者
日　本　側　胡摩崖淳志在コートジボワール大使
国際移住機関側　ダビッド・プル在コートジボワール事務所長

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十二号

令和七年六月二十六日にアスンシオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　板垣克巳在パラグアイ大使
パラグアイ側　ルベン・ラミレス・レスカノ外務大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十三号

令和七年十二月十五日にテグシガルパで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二億四千七百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　中井一浩在ホンジュラス大使
ホンジュラス側　ハビエル・エフライン・ブ・ソト外務・国際協力大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十四号

令和七年十二月十七日にハバナで、キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億四千七百万円
3　署名者
日　本　側　中村和人在キューバ大使
国際連合児童基金側　スニー・ギドッティ在キューバ事務所代表代行

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十五号

令和七年十二月十日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
日　本　側　稲垣久生在トンガ大使
トンガ側　アイサケ・ヴァル・エケ首相

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十六号

令和七年十二月十七日にベリーズ・シティで、ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベリーズ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億七千百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　山倉良輔在ベリーズ大使館大使
ベリーズ側　フランシス・フォンセカ外務・貿易・教育・文化・科学技術大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十七号

令和七年十二月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億千八百万円
3　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
国際連合開発計画側　サムエル・リズク在パキスタン事務所代表

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和七年三月十三日
旅券番号　ＴＴ八一五三九一七

○外務省告示第二十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和六年六月二十七日
旅券番号　ＴＴ六四三七八九〇